# 予防医療ネットワーク

会則 -

#### 第1章 総則

第1条 本会は予防医療ネットワークと称する。

第2条 本会は事務局を独立行政法人 労働者健康安全機構 関西労災病院 治療就労両立支援センターにおく。 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号 TEL 06-6416-1221 FAX 06-6416-5465

# 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、予防医療活動に従事している医師、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、衛生管理者、健 康運動指導士等が、ネットワークを組むことによって、知識向上、情報交換を目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1. 予防医療活動に必要な知識、技術を高めるため年1回の総会、年2回以上の研修会の開催
  - 2. インターネット使用による情報交換の実施
  - 3. 症例に対するメールでのアドバイスの実施
  - 4. その他前条の目的を達成するのに必要な事業の実施

# 第3章 会員

- 第5条 予防医療活動に従事している医師、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、衛生管理者、健康運動指導士等で、本会の目的に賛同したものが、会員となることができる。
- 第6条 前条のものが会員になろうとする時は、あらかじめ代表世話人に申し出て、申込書を提出しなければならない。
- 第7条 会員はメールアドレスの変更、異動、休職、退職等した場合は代表世話人に申し出なければならない。
- 第8条 会員は総会を欠席する場合には委任状を提出しなければならない。

# 第4章 退会

会員が退会する時は、あらかじめ代表世話人に申し出て、退会届けを提出しなければならない。 但し、2年間連絡がとれない場合は、退会とする。

### 第5章 世話人

本会には次の世話人をおく。 代表世話人1名 幹事2名 会計1名 顧問1名

### 第6章 会費

年会費は無料とする。但し、研修会等を開催した際には、参加費用を徴収する場合がある。

平成17年8月5日 施行 平成28年4月1日 改定